

工事特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

1. この特記仕様書は、「防災・安全交付金事業 桜沢4号橋修繕工事」における一般事項について適用するものとする。

第2条（通則）

1. 本工事の請負者は、工事請負契約書、設計書、本特記仕様書等及び関係法規に基づいて施工しなければならない。
2. 請負者は本工事の施工にあたり、常に監督員と連絡を密にし、工事内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し、監督員の指示を受けなければならない。

第3条（施工管理）

1. 本工事の施工にあたっては、長野県建設部が定める長野県土木施工管理基準及び基準値等によるものとする。

第4条（工事中の安全確保）

1. 工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準に基づき適切な交通管理を行うものとする。
2. 工事期間中は、夜間における安全確保のため、定期的な巡回を実施し道路灯、バリケード等の安全施設の安全点検を実施するものとする。
3. 工事施工に際し、事前に地下埋設物の調査を行い埋設物がある場合は、その管理者と現地立会いのうえ、該当物件の位置深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故発生の防止をしなければならない。
4. 請負者の責により地下埋設物に損傷を与えた場合は、監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

第5条（工事現場管理）

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 過積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

第6条（安全訓練等の実施）

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について工事着手後原則として作業員全員の参加により実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等市視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事における安全対策訓練

4. その他、安全訓練として必要な事項

第7条（工期及び作業時間帯）

工期は、令和元年12月20日までとする。

本工事箇所に住宅地が隣接していることから、関係機関と十分な調整を行い、作業時間を設定すること。

第2章 材料

第8条（提出）

工事に使用する材料は、品質を証明する資料（品質証明書、成績表）を提出しなければならない。

第9条（工法、材料の変更）

1. 請負者は監督員の承諾を得た場合は、工法、材料の変更をする事が出来る。ただし、契約変更の対象としない。
2. 請負者は変更する工法、材料については、工事目的物の品質、性能及び施工の安全性が確保されていることを確認し、監督員の承諾をえなければならない。
3. 上記品質の確認に係る経費用は、請負者の負担とする。

第10条（品質管理）

1. 品質検査は、照合による検査（品質外観、品質規格証明等照合して判定することをいう）を原則とする。工事材料の資料の提出、検査を前提に定めたが、JIS規格外等でこれによりがたい場合は、試験方法及び監督員の立会承諾等の有無など他の方法を明記した資料を提出すること。
2. 原則として、塗料製造者の各ロットごとに検査成績書により判定する。また、塗料の有効期限を過ぎたものは使用しない。
3. 塗料は、消防法による危険物であり、又一部には労働安全衛生方により規制を受けるものもあるので、開缶、取り扱い、保管はこれらの法規にしたがって行うこと。

第3章 施工全般

第11条（施工条件）

施工は、原則として下記の場合に行ってはならない。

1. 気温5℃以下のとき。
2. 湿度85%以上のとき。
3. 塗料の乾燥前に降雨、降雪または降霜のおそれがあるとき。
4. 強風などで塵埃の多いとき。
5. 炎天下で直射日光に曝されているとき。
6. 被塗面に湿気をおびているとき。
7. 被塗面に結露する恐れがあるとき。
8. その他、監督員が不相当と認めるとき。

第 12 条（施工上の注意点等）

1. 施工前

（1）交通規制について

本計画では迂回路が存在するため、橋面作業を全面通行止めで実施することとしている。こちらも施工前に監督員と協議の上、交通規制方法を決定してから作業を実施すること。

2. 施工時

（1）舗装版撤去

橋面上での作業となるため、過剰な振動や衝撃が既設コンクリート・鉄筋に悪影響を与えることに十分留意して作業を行う。また、橋体コンクリートを必要以上に損傷しないよう十分注意してはつり作業を行う。

舗装撤去後に床版の状況を確認するとともに、床版はつり前及び防水層設置前に監督員と立会いを行うものとする。その上で、施工内容に変更が必要となる場合は、監督員と協議するものとする。

（2）薬品等の取り扱い

橋梁補修に使用する薬品等は劇薬も含まれるため、製品の取り扱い及び保管管理仕様に従い適切に取り扱う。

（3）施工時期

橋梁桁下での施工は、河川管理者との協議により施工時期を決定する。

床版下面での作業は、水替え（Φ800 高密度ポリエチレン管）を想定しているが、施工前に監督員と協議の上、仮設工法を決定すること。

第 13 条（段階確認）

請負者は、各工程終了ごとに監督員の検査を受け確認を行うこと。